

様式4

回答書

公園・緑地再配置等検討業務について、次の項目を回答いたします。

質問項目	質問内容	回答
同種・類似業務の定義	本業務の同種・類似業務の定義についてご教授頂けますでしょうか。 例えば、「公園の設計、再整備」「緑の基本計画」「都市マスタープラン策定」の業務実績は同種又は類似業務に該当しますでしょうか。	本業務の同種・類似業務では、「公園の基本計画」、「緑の基本計画」、「公園の統合や再編成計画」などの基本計画や基本方針の作成を想定しています。「公園の実施設計や再整備」、「都市計画マスタープラン策定」は同種・類似業務ではありません。様式 8 の「業務実績調書」に判りやすく記入していただくことで、該当の有無を判断することができます。また、様式中の注 3) にありますが、欄が不足する場合は、欄を追加するなど、複数枚になってもかまいませんので、業務実績を記入してください。なお、同種・類似業務でないと当市が判断した場合でも、減点の対象ではありません。
審査項目及び配点	審査項目及び配点の「ア業務実績・実施体制」は申請書様式 6 ～ 13 号に対する評価となりますか。	2. 「ア 業務実績・実施体制」の評価は、様式 8、様式 10、様式 11 に対する評価です。
	審査項目及び配点の「イ企画提案の内容」は企画提案書(任意様式)に対する評価となりますか。また、評価テーマのア～エの配点内訳についてご教授頂くことは可能ですでしょうか。	3. 「イ 企画提案の内容」の評価は、企画提案書の内容(評価テーマのア～エ)、及びプレゼン力にて評価します。なお、評価テーマのア～エの配点内訳については公表しません。
	審査項目及び配点の「ウ参考見積価格」の評価方法は、市の定める基準での絶対評価となりますか。もしくは、業者間の参考見積価格での相対評価となりますか。	4. 「ウ 参考見積価格」の評価は市が定める基準での絶対評価です。

令和7年8月29日

回答者

産業建設部 建築住宅課 都市計画準備室長